

整理番号	教委-法不- 1
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 (06-6208-9083)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	学校の使用許可の取消し
概要	学校の使用を許可することができる範囲の基準に反した場合は、教育委員会が判断し、使用の許可を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項
処分基準	<p>使用許可を取消処分する場合の基準は次のとおりとします。</p> <p>1 (1) 本市において使用物件を公用または公共用のために必要とする場合 (2) 使用者が許可書の各条項に違反した場合 ア 使用料・保証金及び経費を納入期限後3ヶ月以上滞納したとき イ 事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供し、または使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したとき ウ 使用物件を他の者に使用させ、または担保に供したとき (3) 不正の手段により使用の許可をうけたとき (4) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき (5) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき</p> <p>〈参考〉 地方自治法（抜粋） （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
ホームページ	
備考	